み替えて適用する場合を含む。）に規定する配当等の額（以下この項において「特例非支配目的株式等に係る配当等の額」という。）がある場合には、その特例非支配目的株式等に係る配当等の額について同法第八十一条の四第一項の規定により当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額は、同項の規定にかかわらず、当該特例非支配目的株式等に係る配当等の額の百分の四十に相当する金額とする。

第六十八条の百六第一項中「次項」の下に「及び第三項」を、「利益の配当の額」の下に「について」を加え、「に規定する配当等の額に該当しないものとみなす」を「の規定は、適用しない」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定の適用その他特定目的会社の社員に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百七中「投資法人」の下に「（次項において「投資法人」という。）」を加え、「配当等の額は」を「配当等の額については」に、「に規定する配当等の額に該当しないものとみなす」を「の規定は、適用しない」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定及び投資法人の社員に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百十第一項中「規定する特定目的信託」の下に「（第三項において「特定目的信託」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定の適用その他特定目的信託の受益者の連結事業年度の連結所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百十一に次の一項を加える。

3　前二項の規定の適用その他第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託の受益者の連結事業年度の連結所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十九条の五第一項中「第七十条の二の五第一項」を「第七十条の二の六第一項又は第七十条の三第一項」に、「係る相続税法」を「係る同法」に改める。

第七十条の二第一項中「平成二十四年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで」を「平成二十七年一月一日から平成三十一年六月三十日まで」に改め、「までの金額」の下に「又は特別住宅資金非課税限度額（既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合（平成二十八年九月三十日までに次項第六号に規定する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等に係る契約を締結してこの項の規定の適用を受けた場合を除く。）には、当該算入しなかつた金額を控除した残額）」に改め、「見込まれるとき」の下に「（当該既存住宅用家屋の取得に係る契約を平成三十一年六月三十日までに締結している場合に限る。）」を加え、同項第三号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、「見込まれるとき」の下に「（当該住宅用の家屋の増改築等に係る契約を平成三十一年六月三十日までに締結している場合に限る。）」を加え、同条第二項第一号中「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　住宅資金非課税限度額　特定受贈者が住宅取得等資金を充てて新築、取得又は増改築等（以下この号及び次号において「新築等」という。）をした住宅用の家屋（同号に規定する住宅用の家屋（平成二十八年九月三十日までに新築等に係る契約を締結したものを除く。）を除く。）の次に掲げる場合の区分に応じ、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額のうちいずれか多い金額）をいう。

イ　当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋又は高齢者等（第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等をいう。）が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として政令で定めるものである場合　特定受贈者の最初の前項の規定の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　平成二十七年十二月三十一日までに締結した契約　千五百万円

(2)　平成二十八年一月一日から平成二十九年九月三十日までの間に締結した契約　千二百万円

(3)　平成二十九年十月一日から平成三十年九月三十日までの間に締結した契約　千万円

(4)　平成三十年十月一日から平成三十一年六月三十日までの間に締結した契約　八百万円

ロ　当該住宅用の家屋がイに規定する住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合　特定受贈者の最初の前項の規定の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　平成二十七年十二月三十一日までに締結した契約　千万円

(2)　平成二十八年一月一日から平成二十九年九月三十日までの間に締結した契約　七百万円

(3)　平成二十九年十月一日から平成三十年九月三十日までの間に締結した契約　五百万円

(4)　平成三十年十月一日から平成三十一年六月三十日までの間に締結した契約　三百万円

第七十条の二第二項に次の一号を加える。

七　特別住宅資金非課税限度額　特定受贈者が住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋（当該住宅用の家屋の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅用の家屋の新築等に係る消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第三条の規定による改正後の消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合に限る。）の次に掲げる場合の区分に応じ、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額のうちいずれか多い金額）をいう。

イ　当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋又は高齢者等（第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等をいう。）が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として政令で定めるものである場合　特定受贈者の最初の前項の規定の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　平成二十七年十二月三十一日までに締結した契約　千五百万円

(2)　平成二十八年一月一日から平成二十九年九月三十日までの間に締結した契約　千二百万円

(3)　平成二十九年十月一日から平成三十年九月三十日までの間に締結した契約　千万円

(4)　平成三十年十月一日から平成三十一年六月三十日までの間に締結した契約　八百万円

ロ　当該住宅用の家屋がイに規定する住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合　特定受贈者の最初の前項の規定の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　平成二十七年十二月三十一日までに締結した契約　千万円

(2)　平成二十八年一月一日から平成二十九年九月三十日までの間に締結した契約　七百万円

(3)　平成三十年十月一日から平成三十一年六月三十日までの間に締結した契約　五百万円

(4)　平成三十年十月一日から平成三十一年六月三十日までの間に締結した契約　三百万円

第七十条の二第二項に次の一号を加える。

七　特別住宅資金非課税限度額　特定受贈者が住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋（当該住宅用の家屋の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅用の家屋の新築等に係る消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第三条の規定による改正後の消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合に限る。）の次に掲げる場合の区分に応じ、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額のうちいずれか多い金額）をいう。

イ　当該住宅用の家屋が前号イに規定する住宅用の家屋である場合　特定受贈者の最初の前項の規定の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　平成二十八年九月三十日までの間に締結した契約　三千万円

(2)　平成二十九年十月一日から平成三十年九月三十日までの間に締結した契約　千五百万円

(3)　平成三十年十月一日から平成三十一年六月三十日までの間に締結した契約　千二百万円

ロ　当該住宅用の家屋が前号ロに規定する住宅用の家屋である場合　特定受贈者の最初の前項の規定の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間に締結した契約　二千五百万円

(2)　平成二十九年十月一日から平成三十年九月三十日までの間に締結した契約　千万円

(3)　平成三十年十月一日から平成三十一年六月三十日までの間に締結した契約　七百万円

第七十条の二第六項第四号中「住宅資金非課税限度額」の下に「若しくは同項第七号に規定する特別住宅資金非課税限度額」を加える。

第七十条の二の二第一項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「あるもの（」の下に「第七項を除き、」を加え、同条第二項第一号ロ中「のため」を「を受け